

基本方針 2

都市のみどりをみんなで支え、自然と共存して生きる

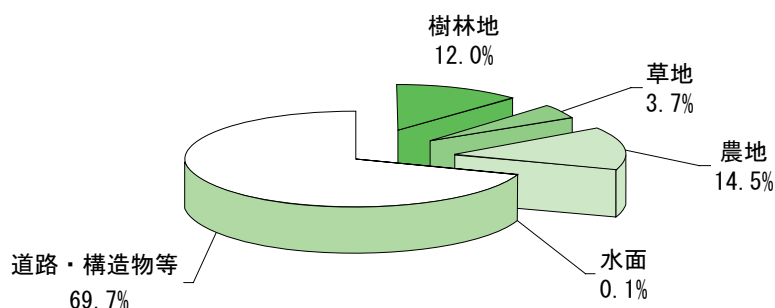
1. 現状と課題

【農地・樹林】

みどりの占める割合

- ◇西東京市は面積 15.85km² であり、宅地が多く区部並みであるとともに、農地が多いことが特徴としてあげられます。しかし、農地や屋敷林・雑木林は宅地や道路用地などとして減少する傾向にあり、十分な保全対策の実施が必要となっています。
- ◇緑被率*は、平成 11 年度（1999 年）で 30.2%、面積で 478ha となっていますが、現在は 30%を下回っているものと推定され、今後さらに開発による緑被率の低下が懸念されます。
- ◇東京大学附属農場（以下「東大農場」という。）は面積 22.2ha です。このうち建物敷地などの 4.0ha を除くと、市内の緑地の約 4%を東大農場が占めていることになり、緑地確保の点から、東大農場の緑地としての保全が課題となっています。

市全域の緑被率の内訳



平成 11 年度
資料：公園緑地課

農地・樹林

- ◇平成 14 年（2002 年）の農家の農地面積は 188ha です。
- ◇農地の約 82%に当たる 154ha が生産緑地として指定されています。生産緑地の買い取り請求への対応や、その他の農地の保全と開発のあり方について、緑地保全の観点から課題となっています。

緑被率：市全域に対する樹林地、草地、農地など、木や草で被われている土地の占める割合。

◇都市農業地域であり、キャベツ、ほうれん草、花卉、植木などの生産が中心です。

農地面積

区分	面積 (ha)	構成比 (%)
市街化区域	1,585	100.0
うち農地	188	11.9
うち生産緑地	154	9.7
農地に占める生産緑地の割合		81.9

平成 14 年 1 月現在

資料：北多摩の農業統計（平成 15 年 3 月）

◇農地は、西東京市の自然環境において中心的な役割を果たしているだけでなく、地場産農作物の供給の場としても重要な役割がありますが、後継者不足や相続税負担、市街化の進行などにより、農地の維持は非常に困難な状況にあります。

◇市民が農業のできる場として、市民農園や家族農園*が設置されており、また西原自然公園では、市民団体による雑木林の管理活動が行われています。こうした、自然とふれあい、自然と関わら合う活動を多くの市民に広めていくことが重要といえます。

◇屋敷林や雑木林は、緑地保全地域や保存樹林などとして保全が図られているものもありますが、経済的負担などから屋敷林を継続的に維持していくことは困難な状況にあるため、今後の保全対策が課題となります。

【公園・緑地】

中核となる緑地や公園

◇東大農場・演習林は西東京市のみどりの核ともいえる存在ですが、今後、農場については西東京市からの移転が決定されています。移転後の跡地を、豊かな自然環境を残すことができるよう、十分な検討を行う必要があります。

◇下野谷遺跡は、文化財として貴重であり、公園・緑地としての活用や遺跡としての保存に向けた取り組みが重要となります。

市民農園・家族農園：西東京市には、市民農園及び家族農園がそれぞれ 4 か所ずつ、計 760 区画、1.9ha 設置されている（平成 15 年 11 月現在）。市民農園は市が管理運営を行っており、家族農園は利用者の受付は市、管理運営は農家を実施している。

◇（仮称）合併記念公園*は、緑町にある東京大学の研究所跡地約4.4haを購入し、西東京市の誕生に伴うシンボリックな公園として整備を進めています。また、谷戸せせらぎ公園は、明治薬科大学跡地（谷戸町）に整備された公園です。

街並みのみどり

◇現状では公園が十分に整備されているとはいえない状況にあるため、雑木林の活用なども含め、公共の緑地確保を計画的に行っていくことが重要です。また、商店街や住宅地・団地内などの小さなスペースを活用して小さな公園（ポケットパーク）が設けられていますが、これを増やし、散策時の休息所や憩いの場としての活用を進めていく必要があります。

◇公園については、最近では利用者である市民が管理活動に参加することが多くなっていることもあり、西東京市においても「公園管理協力会員」制度を進めています。公園の管理への市民参加をさらに進めていくことが重要となります。

◇街路樹は、市街地における景観形成機能や、各地の緑地を結ぶ機能など様々な役割を果たしています。現状では十分に街路樹が整備されているとはいえない状況にあるため、道路整備とあわせて適切な整備を行うことが必要です。また、街路樹の適切な管理を継続していくことが重要となります。

◇今後さらに市街地における緑化を推進していくためには、大規模建築物における屋上緑化や、公共用地の緑化、事業所敷地内の緑化などが課題となります。

◇住宅地のみどりに関しては、生垣設置に対する助成などにより推進しています。

【水辺環境】

◇市の水系としては、北に白子川、中央部に新川（白子川支流）など、南部に石神井川があり、武蔵野市との境界に玉川上水、千川上水が流れています。これらは、新河岸川あるいは隅田川に合流し、東京湾へ流入しています。

（仮称）合併記念公園：（仮称）合併記念公園の名称については、平成16年1月25日に「西東京いこいの森公園」として公表されましたが、今後、公園の設置告示等の手続きが必要となるため、これらの手続きが完了した時点で正式な名称として取扱うこととなります。本計画では従来どおりの（仮称）合併記念公園という表記をしています。

- ◇西東京市は、水源として古くから地下水が盛んに利用されてきました。現在でも地下水を水道水源の一部として利用しており、汚染物質などからの地下水の安全性確保及び取水量の調整などによる地下水資源の安定的な確保が重要となっています。
- ◇都市化が進んだ結果、地上に降った雨は地下に浸透しにくくなっています。雨水を地面に浸透させることは、洪水防止、地下水の涵養*など、自然の水の循環を確保することにつながります。したがって、農地や屋敷林を保全するとともに、雨水浸透ます*の設置や透水性舗装などの推進により、市街地での雨水の地下浸透を進めることが重要です。
- ◇石神井川は、西東京市を代表する河川ですが、親水性に乏しい状況であり、市民が身近にふれられるような存在とはなっていません。そのため親水化整備を行うなどの取り組みを進めることが重要です。
- ◇白子川や新川はほぼ全区間が暗渠となっており、今後どのように活用するかが課題といえます。

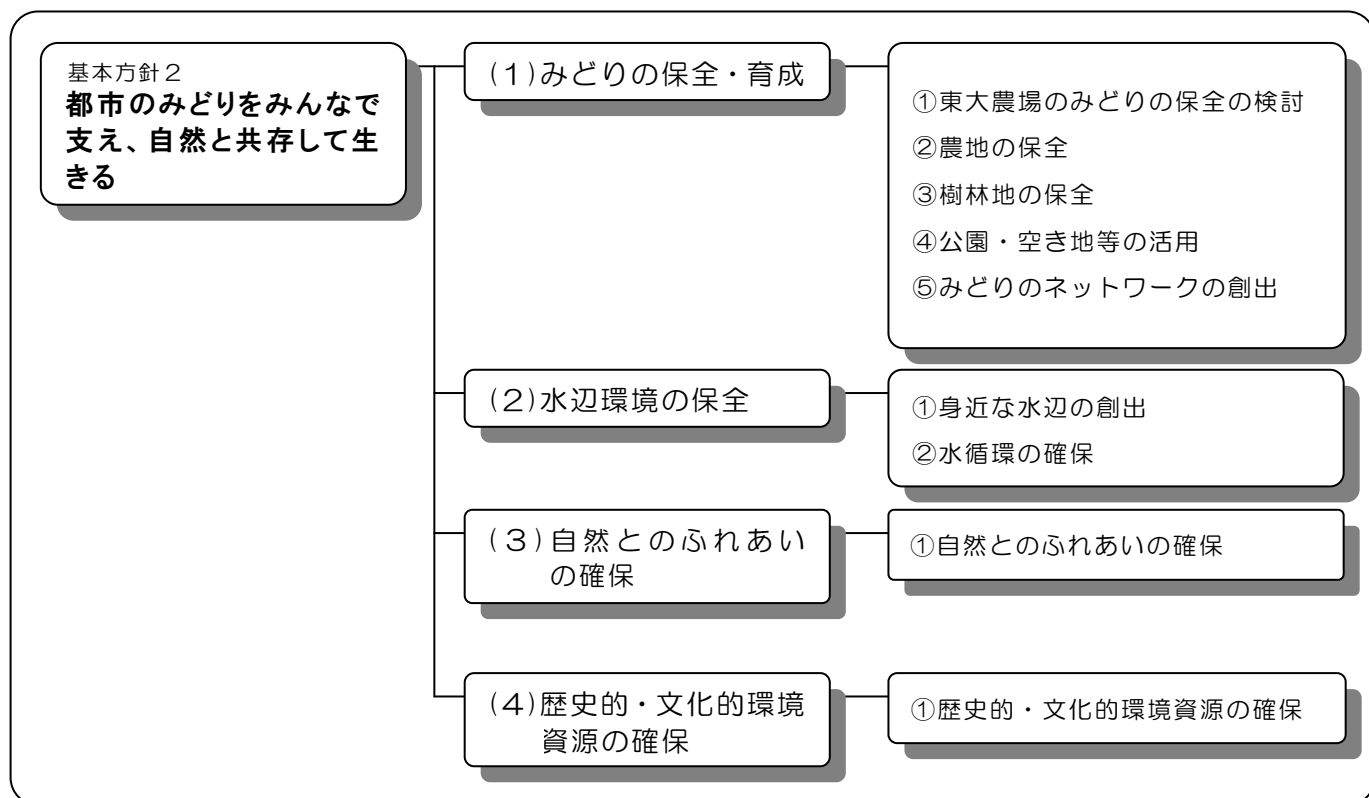
【自然とのふれあい】

- ◇市民の自然とのふれあい活動は、身近にふれることのできる自然が減少したこともあり、行われなくなってきている状況と推察されます。したがって今後は、自然とのふれあい活動の機会や場所の提供を積極的に行い、市民の自然に対する理解を深めていくことが重要と考えられます。
- ◇市では、自然観察会の開催により、市民の自然とのふれあいの促進を図っています。自然に関する市民の満足度は比較的高くなっていますが、今後は、さらに市民の自然に関する意識を高めるために、自然環境学習を推進することが重要となります。

地下水の涵養：雨の一部は地下に浸透し、地下水となる。これを地下水かん養といい、森林や農地などの非舗装面で高い機能を有する。特に森林は水源かん養のほか、土砂流出の防止、水質保全など治水、利水、環境面での効果も高く、緑のダムと呼ばれることもある。

雨水浸透ます：地下水の涵養を図るため、雨水を地下に浸透しやすくするための設備で、宅地や道路敷地に設置する。

2. 施策の大綱



基本方針2 - (1) みどりの保全・育成

市内に存在する緑地をできるだけ将来に残すとともに、みどり豊かな市街地の形成に向けた取り組みを進めます。

基本方針2 - (2) 水辺環境の保全

健全な水循環を確保するとともに、石神井川などの水辺が市民に親しまれるよう、水にふれることのできる水辺をつくりだしていきます。

基本方針2 - (3) 自然とのふれあいの確保

緑地などは野生生物の生活の場でもあることを認識し、市民が自然とふれあいながら、自然の大切さを学べるような取り組みを進めます。

基本方針2 - (4) 歴史的・文化的環境資源の確保

先人たちによって残され、現在に伝わる歴史的・文化的環境資源については、保存を進めるとともに、市民の文化財に関する高い意識を醸成していきます。

3. 施策の展開

(1) 施策の方向性

基本方針2-(1) みどりの保全・育成

市内に存在する緑地をできるだけ将来に残すとともに、みどり豊かな市街地の形成に向けた取り組みを進めます。

基本方針2-(1)-①東大農場のみどりの保全の検討

東大農場・演習林は、西東京市におけるみどりの核として非常に重要な役割を果たしていることから、東大農場の移転後の豊かな自然環境の保全のあり方について、検討を進めていきます。

基本方針2-(1)-②農地の保全

農地は、農業生産の場としてだけでなく、緑地として都市の防災機能や景観形成機能など多様な役割を果たしているため、農地の減少をできるだけ抑制するように対策を進めます。

このためには、農業従事者の確保が重要であることから、農家の後継者や農業ボランティア・ヘルパーの育成などを進めます。さらに、農地の市民農園や農業体験の場としての活用を進めることにより、市民が農業とふれあえる場所や機会を増やしていきます。

基本方針2-(1)-③樹林地の保全

まず市内の樹林地や樹木に関して把握し、雑木林については緑地保全地域制度の活用や自然公園などとして保全を図ります。また、西東京市の樹林地の多くを占める民家の屋敷林についても、保存樹林への指定などを通じて保全を進めます。

西東京市の樹林地は人の手によって育てられてきたものであるため、これからも管理作業を適切に行い、良好な樹林地を育てていきます。

基本方針2-(1)-④公園・空き地等の活用

西東京市における中心的な公園として（仮称）合併記念公園の整備を進め、市民の身近な公園として活用していきます。さらに、市内の公園の利用状況や、公園整備に関する市民の需要、要望を踏まえて、都市公園やポケットパークなどを適切に整備していきます。

また、公園の利用と管理に関しては、利用者である市民の主体的な取り組みを、市が協力しながら進めていきます。

基本方針 2 - (1) - ⑤みどりのネットワークの創出

緑地については、個々の樹林地や公園などを確保するだけでなく、それらに広域的なつながりを持たせていくことが重要です。そのため、みどりのネットワークの創出に向けた取り組みを進めていきます。

遊歩道や街路樹などを通じて、みどりの連続性の創出を図ります。また、公共施設や住宅、事業所の緑化などは、都市景観の形成やヒートアイランドの緩和など様々な効果が期待されることから、これらを推進し、みどりの多い潤いのある街並みを形成します。

基本方針 2 - (2) 水辺環境の保全

健全な水循環を確保するとともに、石神井川などの水辺が市民に親しまれるよう、水にふれることのできる水辺をつくりだしていきます。

基本方針 2 - (2) - ①身近な水辺の創出

市内の水辺空間を活用し、水とみどりに親しめる憩いの空間を創出します。

基本方針 2 - (2) - ②水循環*の確保

健全な水循環の確保に向けて、緑地の保全により土の面を維持し、雨水の地下浸透を確保するとともに、住宅や公共施設における浸透ますの設置や、雨水利用の促進などにより、地域の健全な水循環を確保します。

水循環：水は降雨、蒸発、浸透などにより環境中を循環し、大気中の水蒸気、内陸水（川や湖）、地下水、海水などの形で存在しているが、自然の地表面の減少、地下水の大量採取などにより、水の循環の仕方や水の存在状況が変わり、湿地の消失、地盤の沈下や平常時の河川流量の減少による水質の悪化などの支障が生じる。

基本方針 2 - (3) 自然とのふれあいの確保

緑地などは野生生物の生活の場でもあることを認識し、市民が自然とふれあいながら、自然の大切さを学べるような取り組みを進めます。

基本方針 2 - (3) - ① 自然とのふれあいの確保

野鳥や昆虫、植物などの生物に着目して自然環境の状況について把握し、自然環境の保全に向けた取り組みを進めます。

豊かな自然環境の残されている区域については、自然観察路などとして保全していくことを検討します。また、市民が自然に関心を持ち、自然とふれあうことのできるように、既存の緑地を活かしながら、ビオトープ*整備なども含めた取り組みを進めていきます。

基本方針 2 - (4) 歴史的・文化的環境資源の確保

先人たちによって残され、現在に伝わる歴史的・文化的環境資源については、保存を進めるとともに、市民の文化財に関する高い意識を醸成していきます。

基本方針 2 - (4) - ① 歴史的・文化的環境資源の確保

市に伝わる歴史的、文化的資源については、十分に調査を行い、保存に努めます。特に、屋敷林など昔からの地域の人の暮らしを伝えているものについても、文化的環境資源として将来に伝えていきます。

さらに、郷土資料室などを通じて広く文化財を市民に公開し、歴史、文化に関する市民の理解を深めていきます。

また下野谷遺跡は西東京市の貴重な文化財であるため、遺跡としての保存を図るとともに、公園化などについて検討を進めていきます。

ビオトープ：もともとは野生生物が共存している空間、自然生態系のことを指す用語であるが、最近では、環境教育や動植物保護の観点などから人工的に整備した空間のことを指す場合が多い。計画中では、後者の意味で使用している。

(2) 指標及び数値目標

環境の状態を表す指標のうち以下の項目については目標値を設定し、基本方針の達成度などをはかるための指標として活用します。

また計画の進行管理を行う中で、これら以外の環境指標についても、基本方針の進捗状況をはかるために活用していきます。

環境指標	現状	目標 (平成 25 年度)
緑被率	30.2% (平成 11 年度値) * 公園緑地課資料による	現状の水準を維持
農地面積	農地：188ha (平成 14 年 1 月値) * 北多摩の農業統計 (平成 15 年 3 月) による	農地：160ha * 西東京市農業振興計画による
樹林地面積	190ha (平成 11 年度値) * 公園緑地課資料による	今後、目標値設定



(3) 各主体の取り組み

基本方針 2 - (1) - ① 東大農場のみどりの保全の検討

市の取り組み

- 東大農場については、農場移転の方針を踏まえて、この移転問題への対応について、豊かな自然環境を残すことができるよう関係機関等との調整を図りながら、市の方針を策定していきます。
- 東大農場の市民開放を促進したり、空間を活用したイベントを検討するなど、人が集まる市民の活動を創出します。

事業者の取り組み

- ◆ 東大農場の豊かな自然環境の保全について、考えていきます。

市民の取り組み

- 東大農場の豊かな自然環境を残すよう、市内外に働きかけます。
- 東大農場の豊かな自然環境の保全や利用の方法などについて、市や関係機関等とともに検討します。
- 東大農場の豊かな自然環境を利用して自然とのふれあい活動を行います。

基本方針 2 - (1) - ② 農地の保全

市の取り組み

- 農業の活性化により現存する農地の維持を図るため、農地の生産性を高めるなど優良農地の育成に努めます。
- 農業が収益性の高い魅力のある産業となるよう、市内で生産される農産物などの商品価値を高め、魅力ある農業経営となるよう支援します。
- 生産緑地の追加指定を進めます。
- 耕作の継続が困難な生産緑地について、所有者からの買取の申し出があった場合には、市による買い取り、緑地としての保存を検討します。
- 就農希望者に対して技術的支援を行うなどにより、農業後継者の育成を図ります。
- 農地耕作の維持に向けて、市民参加による農作業の支援体制として農業ボランティア・ヘルパーの育成を進めます。
- 環境にやさしい農業の普及を図るため、土づくりや農業技術などに関する支援を行います。
- 耕作の継続が困難な農地については、市民と農業のふれあいの場として市民農園や家族農園としての活用を推進します。
- 市民が農業にふれ、農業を理解するための、農業体験の場として、体験型農園等の取り組みを検討します。
- 小中学校では、農業体験教育を取り入れます。

事業者の取り組み

- ◆ 農業を継続して行い、農地の保全に努めます。
- ◆ 環境に配慮した農法を採り入れるなどにより、生産する農産物の商品価値を高める工夫をします。
- ◆ 農業後継者の育成を図ります。
- ◆ 市民農園や体験型農園などとしての農地の活用を検討します。
- ◆ 農産物を、直売所や地元の小売店などを通して販売します。
- ◆ 農産物の販売経路を、産直契約制度などにより確保します。

市民の取り組み

- 市民による農作業の支援活動に参加します。
- 市民農園や家族農園を利用して、農業にふれる機会を持ちます。
- 地元の農産物を積極的に利用します。
- 市内の農産物を、産直契約制度などにより購入します。

基本方針 2 - (1) - ③ 樹林地の保全

市の取り組み

- 緑地保全地区・緑地保全地域の保全を継続して進めるとともに、追加指定を行う可能性についても検討していきます。
- 保存樹木、保存樹林制度について、市民への周知を図るとともに、制度の活用により、民有地における樹木・樹林地の保全を支援します。
- 緑地保全に関する市民の理解を高めるため、西東京市の緑地の状況などに関する情報提供を行います。また、屋敷林の見学会などのイベントにより、樹林地保全の機運を醸成します。
- 樹林地所有者と緑化活動への参加を希望する市民との調整や、緑化に関する市民への技術的な支援など、市と市民の連携に基づく緑化、樹林地管理活動を推進します。
- 市民から買い取り申し出のあった樹林地や、開発により消失のおそれのある樹林地については、市が設定している「まちづくり整備基金」の活用などによる買い取りや借地化を検討し、保全を図ります。

事業者の取り組み

- ◆ 緑化や樹林地の管理などの活動に協力します。

市民の取り組み

- 樹林地の所有者は、樹林地の保全を心がけるとともに、樹林地の管理を適切に行います。
- 市民による緑化や樹林地の管理活動に参加します。
- 緑化に関して、市民団体が連携して取り組みます。
- 市民による緑化活動を、イベントなどの機会を通して共有化し、市民に広く参加を呼びかけます。

基本方針 2 - (1) - ④ 公園・空き地等の活用

市の取り組み

- (仮称) 合併記念公園の整備を進め、公園を利用した市民のコミュニケーションや環境保全活動の展開を進めます。
- 東伏見都市計画公園の整備について東京都に要請を行います。
- 下野谷遺跡については、遺跡の保存と活用を図りながら、公園化についての検討を進めます。
- 買い取り申し出のあった生産緑地や雑木林、屋敷林などを計画的に買い取り、新たな公園・緑地の確保や既存の公園の拡張を図ります。
- 公園が不足している地域を優先して、新規の公園整備を推進します。
- 公園の整備を検討する際には、市民の需要や要望について把握し、地域住民の参加を得ながら進めます。
- 街路整備における余剰地を活用して、散策時の休息や憩いの場として利用できるポケットパークを整備します。
- 白子川や新川といったふたかけ河川を散歩道として緑道化を図るとともに、市内に点在する公園や社寺、散歩道などをネットワーク化し、散策ルートの設定を行うなど、歩いて楽しめる魅力ある空間づくりを進めます。
- 公園などの公共用地の花壇の計画・植え付け・管理を市民と協働で行う「花いっぱい運動」等の市民の活動を推進します。
- 市民が中心となった公園づくりを進めるため、公園内の雑木林管理・清掃などの維持管理について、公園ボランティア活動を進めます。

事業者の取り組み

- ◆ 未利用の事業所敷地などについては、緑地として整備します。
- ◆ 事業所内の緑地を市民へ開放していきます。

市民の取り組み

- (仮称) 合併記念公園の整備に伴う、市民の公園ボランティア活動に参加します。
- 身近な公園や散歩道などを憩いの場などとして利用します。
- 公園管理協力会員に登録するなどにより、公園の管理活動に参加します。

基本方針 2 - (1) - ⑤みどりのネットワークの創出

市の取り組み

- 市内の緑被率について、定期的な調査を行い、緑地の状況を把握します。
- 街路樹や道路脇の植栽などの新規整備を検討します。特に幹線道路や生活道路の新規整備、改修などの際に、街路樹などを積極的に取り入れていきます。
- 街路樹の管理を適切に行い、剪定の時期や方法などは、地域住民への配慮なども含めて慎重に実施します。
- 公園や樹林地、道路などについて、清掃や落ち葉かきなどの管理を地域住民が中心となって進めていくため、「みどりの里親制度」を検討します。
- 公共施設においては、敷地内の緑化を積極的に推進するとともに、屋上緑化・壁面緑化も検討します。
- 引越しや住宅の建替えなどの際に、一定規模の樹木の移植や幹旋を行うグリーンバンク制度の設立を検討します。
- 住宅の生垣化などによる緑化を支援します。
- 大規模マンション建設等により緑地を開発した際には、ほかに新たに緑地を確保するなど、緑地の総量を確保するための制度を検討します。
- 無秩序な市街化を防止し、良好な生活環境の整備を進めるため、宅地開発などに関する指導要綱に基づく指導を行います。

事業者の取り組み

- ◆事業所の敷地内の緑化や集合住宅などの屋上緑化を行います。また、植木などの管理を適切に行います。
- ◆新たに宅地開発などを行う際には、緑地を十分に確保します。

市民の取り組み

- 地域の街路樹に関心を持ち、落ち葉の掃除など街路樹管理のための活動に参加します。
- 自宅の塀を生垣化したり、庭に植栽をするなどにより、庭のみどりを育てていきます。また、管理を適切に行います。



基本方針 2 - (2) - ①身近な水辺の創出

市の取り組み

- 石神井川については、市民に開放された親水公園の整備と、川に沿った親水機能のある良好な空間の再生を、都に要請します。
- 玉川上水、千川上水については、沿川の緑化、多自然型の護岸整備など、親水性の向上を目指します。
- 石神井川周辺の美化活動を市民とともに行うことなどにより、市民の石神井川への関心を高めます。
- 公園に親水池を設置するなど、水にふれることのできる場所を創出します。

事業者の取り組み

- ◆水辺にふれる活動に対する協力を行います。
- ◆水辺の環境保全に協力します。

市民の取り組み

- 水辺にふれる活動を行います。
- 水辺の大切さを理解し、石神井川などの美化活動に参加します。

基本方針 2 - (2) - ②水循環の確保

市の取り組み

- 公共施設や家庭などへの雨水浸透ますの設置や貯留施設の整備の推進により、雨水の地下浸透を進めます。
- 公共施設での雨水貯留利用を進めます。
- 道路や公共施設の敷地では、透水性舗装など、雨水が地下へ浸透する面の確保に努めます。
- 節水による水資源の有効活用を進めます。

事業者の取り組み

- ◆事業所に雨水浸透ますを設置します。
- ◆事業所に雨水貯留施設を設置し、貯留雨水を有効に活用します。
- ◆事業所敷地内は、土の面をできるだけ確保します。
- ◆水道水などの使用量を把握し、無駄のない利用を心がけます。

市民の取り組み

- 自宅に雨水浸透ますを設置します。
- 自宅に雨水貯留施設を設置し、貯留雨水を有効に活用します。
- 自宅の敷地内は、土の面をできるだけ確保します。
- 水道水の使用量を把握するなどし、無駄のない利用を心がけます。
- 風呂の残り湯の活用など、家庭内での水の再利用を行います。

基本方針 2 - (3) - ①自然とのふれあいの確保

市の取り組み

- 西東京市の自然環境の現状について把握するため、市民などの協力を得ながら調査を行います。
- 農地や樹林地、河川などの保全に関して、野生生物の生息基盤にも着目し、緑地がつながりを持って保存されるよう保全方策を検討します。
- 野生生物の生息地として重要な地域について、保全対策を実施します。
- 外来の生物は、地域の自然生態系や在来の生物に悪影響を及ぼすこともあるため留意するとともに、適切な対応をとります。
- 空き地や公園を利用して、西東京市に昔から生育していた在来の野草や樹木の観察ができるような整備を検討します。
- 小中学校や公園などにおいて、野生生物に配慮したピオトープの整備を検討します。

事業者の取り組み

- ◆事業所内において、野生生物に配慮したピオトープ整備を検討します。
- ◆ペットの販売を行う際は、飼い主に責任を持って飼育してもらえよう注意を促します。

市民の取り組み

- 身近な動植物に興味を持ち、自然とのふれあいを持つよう心がけます。
- 自然環境の現状に関する調査に協力します。
- 野鳥や昆虫の餌や棲みかとなるように自宅の敷地に植物を植えます。
- ペットは最後まで責任を持って面倒をみます。

基本方針 2 - (4) - ①歴史的・文化的環境資源の確保

市の取り組み

- 文化財については、先人たちの生活を知る資料であるだけでなく、本市の自然に育まれて生み出され、残されてきたものともいえます。したがって、環境保全の観点からも重要な要素として、保存や復元に努めていきます。
- 市内に2か所ある郷土資料室を郷土資料館として統合整備し、市内の遺跡からの出土品や、民具・農具などの文化財資料の収集・整理・公開に努めます。
- 文化財に関する資料の作成や講座などを実施し、郷土資料への理解、文化財保護への意識を高めます。
- 下野谷遺跡については、西東京市の貴重な文化財として市民の認識を高めるとともに、遺跡の保存と活用に向けた取り組みを進めます。

事業者の取り組み

- ◆市民が郷土の歴史を学び、文化にふれる活動に協力します。
- ◆文化財の保全に協力します。
- ◆所有している文化的資源の保全に努めます。

市民の取り組み

- 郷土の歴史に興味を持ち、文化財にふれるよう心がけます。
- 下野谷遺跡に実際にふれて、理解します。
- 所有している文化的資源の保全に努めます。